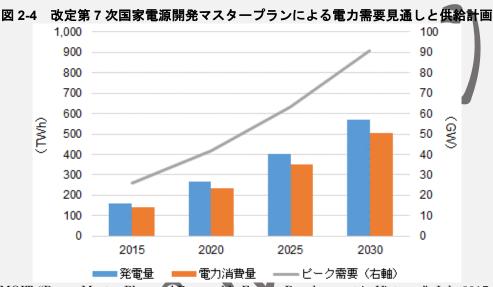
今後の電力需要見通しにつき、2016 年 3 月の首相決定 No.428 によって改定された第 7 次国家電源開発マスタープランは、基本シナリオで 2030 年までの間に年平均 8.8%の電力需要増を見込み、同程度の発電量増加で需要を充足するとしている (図 2-4)。このとき、2030 年の総発電量に占める再生可能エネルギー電源の割合は、水力 15.5%、太陽光 3.3%、風力 2.1%、バイオマス 2.1%とされている (表 2-1)。



出所: MOIT, "Power Master Plan and Renewable Energy Development in Vietnam", July 2017

表 2-1 風力及び太陽光発電の導入計画

	2015	2015 202		2025		2030	
	設備容量	設備容量	発電量シ	設備容量	発電量シ	設備容量	発電量シ
	(MW)	(MW)	ェア(%)	(MW)	ェア(%)	(MW)	ェア(%)
風力							
太陽光							

出所:図2-1に同じ

2018年8月には、首相決定 No.995により、MOITに対して 2021~2030年及び 2050年までの見通しを含む電源開発計画(第8次 PDP)の策定が指示された。さらに 2020年6月の首相指示 No.693で、同計画を同年10月末までに提出するよう MOITに要請している。同じ指示の中で、風力発電プロジェクトを迅速に電源開発計画に組み込むことも要請されている。再生可能エネルギーへの注力については、2020年2月の党決議551「国家エネルギー開発戦略」(国内エネルギー需要の充足と「10カ年社会経済開発戦略 2021-2030」の目標達成を目的とする政策)においても、以下の方針を発表している。

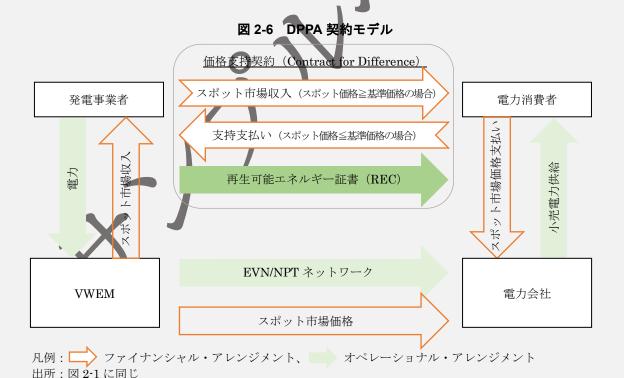
_

 $^{^{\}rm 1}$ Politburo's Resolution No.55-NQ/TW.

(1) DPPA

国家送電網に接続された太陽光と風力発電プラントを有する発電事業者を対象に、産業用需要家との間で直接電力供給契約を締結する DPPA (Direct Power Purchase Agreement) のモデルが新たに導入されることとなった。従来のベトナム電力セクターでは、EVN が電力購入者となる取引のみが想定されていた²。しかし、電力市場改革に伴い EVN のシングルバイヤーというステイタスは変化しつつあり、いわゆる Corporate PPA について新たなモデルが求められることとなったのである。そこで、MOIT が米国の援助機関 USAID の支援も得て制度設計を検討し、2020年1月、DPPA のモデルと、その DPPA に基づくパイロットプログラム実施に関する提案 No. 544³を首相に提出した。そして同年6月、首相が文書 No.710によりこれを承認した。

承認された DPPA のモデルは、「合成(synthetic) DPPA」と呼ばれるタイプで、物理的な電力供給は電力市場や EVN の送配電インフラを通じて行い、電力販売者と購入者の間で直接やり取りされるのは金銭的な決済のみというものである(図 2-6)。



² PPA モデルを示した MOIT の Circular No.02 (次項で詳述) は、電力購入者は、「EVN、又は法規制により EVN から権利や義務を付与された関係部署や組織」を指すと定義している。

³ Proposal No. 544/TTr-BCT of the Ministry of Industry and Trade of Vietnam dated 21 January 2020 on issuance of Decision on approval of Pilot Program on direct power purchase agreement (DPPA) mechanism between renewable energy power generation companies and power consumers.

ネルギーの投資家や産業界の問題を解決するための中心的な拠点として機能させようとするものである。

4. 洋上風力発電開発にかかわる制度

(1) 入札プロジェクト全般に関する制度

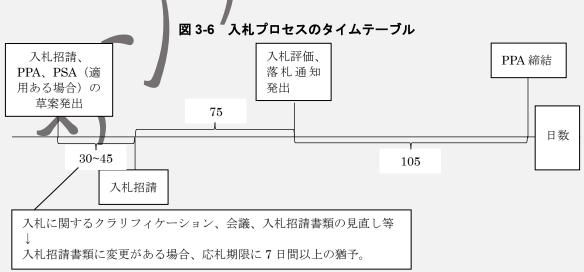
2017 年 12 月 8 日付の電力省決議 No.23 (2019 年 7 月 16 日付電力省決議で修正) が定める入札手続きや PPA のモデルは、以下のとおりである。

① 入札の仕組み

入札参加者の条件は、発電側は最低 25MW 以上、1 カ所当たり最低 5MW 以上のプロジェクトとする。州をまたぐプロジェクトの場合は最低 50MW でなければならない。電力調達者は単一の入札参加者から調達する最大容量を特定することができる。

落札者の選定基準は入札参加者が示す電力料金による。調達者はベンチマーク料金を特定することができ、その場合、入札参加者はそのベンチマーク料金を超えない料金を示さなければならない。調達者は、25年間以上の固定料金(1kWh 当たり、インドルピー建て)か、年間の上昇率及び何年目から上昇を開始するかを予め定めたエスカレーション料金(同)を選択することができる。

手続きのタイムテーブルについては、以下が参考として紹介されている(図3-6)。



注: このプロセス中のどの部分においてであっても、各項目の前に完了していることを求められる活動 の達成が遅れたために調達者が延長時間を与えた場合には、そのような時間延長はガイドライン違 反とはみなされない。

出所: 2017年12月8日付電力省決議 No.23 を基に作成